

NISA 口座、ジュニア NISA 口座の開設およびお取引に関するご留意事項

■口座開設および金融機関変更に関して

NISA 口座、ジュニア NISA 口座（未成年者口座）および課税未成年者口座は、同一年（1月～12月）において、1人1口座（1金融機関）までの開設となります（ジュニア NISA 口座の開設は制度上 2023 年 9 月をもって終了しています）。NISA 口座は金融機関変更が可能です。ジュニア NISA 口座および課税未成年者口座は不可となります。その年の買付けがすでに行われている場合、金融機関変更はできません。また、NISA 口座の残高を他金融機関へ移管することはできません。

2023 年までの NISA においては、一般 NISA もしくはつみたて NISA のどちらかをご選択いただきます。同一年に両方の適用を受けることはできません。

■お取引に関して

上場株式などの配当金等を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」をご選択いただく必要があります。

投資信託の分配金のうち特別分配金については従来より非課税です。

投資信託の分配金の再投資買付は非課税投資枠を使用します。超過する場合は分配金受取または課税口座での再投資となります（2023 年までの NISA と 2024 年以降の NISA で取扱いが異なります）。

外国株のお取引には NISA 口座および外国株取引口座の開設が必要です。

2023 年までの NISA における年間の非課税投資枠は、NISA が 120 万円、つみたて NISA は 40 万円、ジュニア NISA は 80 万円となります。売却しても非課税投資枠は再利用できません。また、非課税投資枠の残額（未使用分）は翌年以降に繰り越せません。

2024 年以降の NISA においては、年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円／成長投資枠 240 万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて 1800 万円／うち成長投資枠 1200 万円）の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得や譲渡所得等が非課税となります。NISA 口座内の上場株式等を売却した場合は、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で非課税枠を再利用できます。

NISA 口座およびジュニア NISA 口座で発生した損失は、特定口座・一般口座で保有する商品の譲渡益や配当金等と損益通算できず、また繰越控除もできません。

NISA 口座の重複開設であることが判明した場合、その NISA 口座で買い付けた上場株式等は当初から課税口座で買い付けたものとして取り扱われ、買い付けた上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等については、遡及して課税されます。

当社が税務署審査結果を受領するまでの間に支払われる投資信託の分配金については、分配金再投資コースで投資信託を購入いただいた場合でも再投資されず、分配金受取となります。

非課税口座（未成年者口座）内上場株式等払出通知書、つみたて NISA 信託報酬等実額通知書は、原則電子交付サービスでのご提供となります。

■その他

マネックス証券における取扱商品や、その他の口座開設およびお取引に関するご留意事項等につきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。

- ・ 2023 年までの NISA にかかるご留意事項 (https://info.monex.co.jp/nisa/notes_2023.html)
- ・ 2024 年からの NISA にかかるご留意事項 (<https://info.monex.co.jp/nisa/notes.html>)